ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議

ロシアは、ウクライナへの侵略を開始した。このようなロシアの行動は明らかにウクライナの主権及び領土の一体性を侵害し、武力の行使を禁ずる国際法の深刻な違反であり、国連憲章の重大な違反である。

力による一方的な現状変更は断じて認められない。この事態は欧州にとどまらず、日本が位置するアジアを含む国際社会の秩序の根幹を揺るがしかねない極めて深刻な事態である。

また、ロシアが核兵器大国であることを誇示する威嚇行為は今日の世界においても許容され得ず、本市においても１９８５年9月２８日非核平和都市を宣言しており、決して容認できるものではない。

国会では、３月１日に衆議院で３月２日に参議院で「ロシアによるウクライナ侵略を最も強い言葉で非難」し、ロシアに対しては「即時の攻撃停止と部隊撤収」を政府に対しては「制裁を含めた厳格な対応」を求める決議を可決したが、土佐清水市議会はこれを全面的に支持するものである。

政府においては、現地在留邦人の安全確保に努めるとともに国際社会と緊密に連携しつつ対話と交渉による平和的解決が図られるよう尽力することを強く訴える。

以上、決議する。

令和４年３月７日

土佐清水市議会